

地域避難所選定の手引き

平成 26 年 6 月

(令和 5 年 9 月更新)

栄区総務課

目 次

- 1 地域避難所の役割・位置付け 1
- 2 地域避難所整備の進め方（フロー） 2
- 3 地域避難所の候補施設 4
- 4 地域避難所の運営方法 5
- 5 地域防災拠点との関係 6
- 6 よくある質問（Q&A） 8
- 7 資料集

1 地域避難所の役割・位置付け

栄区では、地域防災拠点までの距離や坂道があるなどの理由により、避難が困難な場合があることや、一つの自治会町内会が複数の地域防災拠点に分散して区割りされていることなどの課題があります。

栄区では、そのような課題を解決するために、自治会町内会ごとに「地域避難所」を選定する取組を行うこととしました。

「地域避難所」は自治会町内会単位で選定・運用するもので、自治会町内会の安否確認をはじめ、災害の初期や小規模の災害における避難所として活用する栄区独自の取組です。

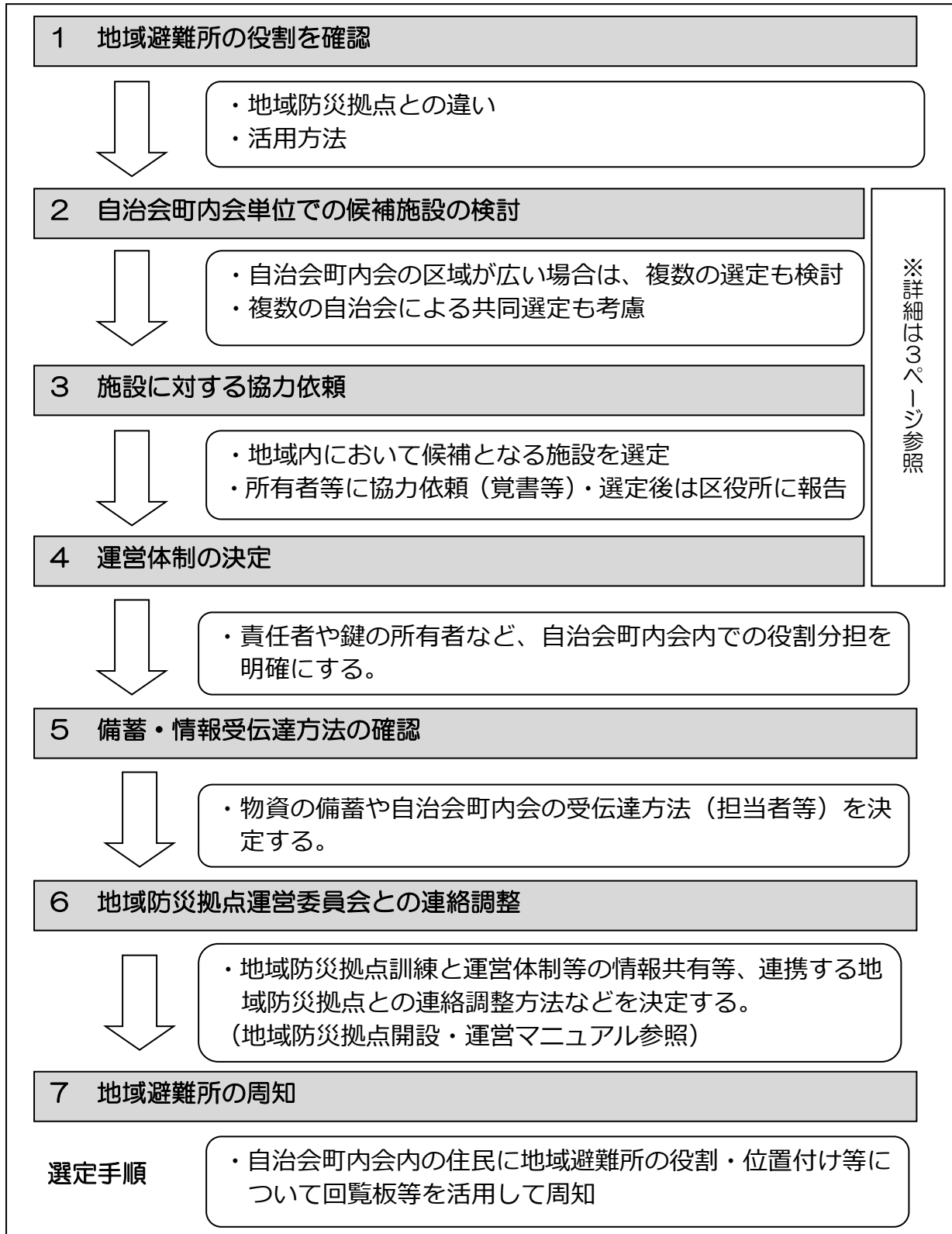
「地域避難所」は、高齢一人暮らしの方や、自宅は倒壊していないものの、そこに留まることに不安を感じている方などが避難を希望する場合にも活用が期待されています。

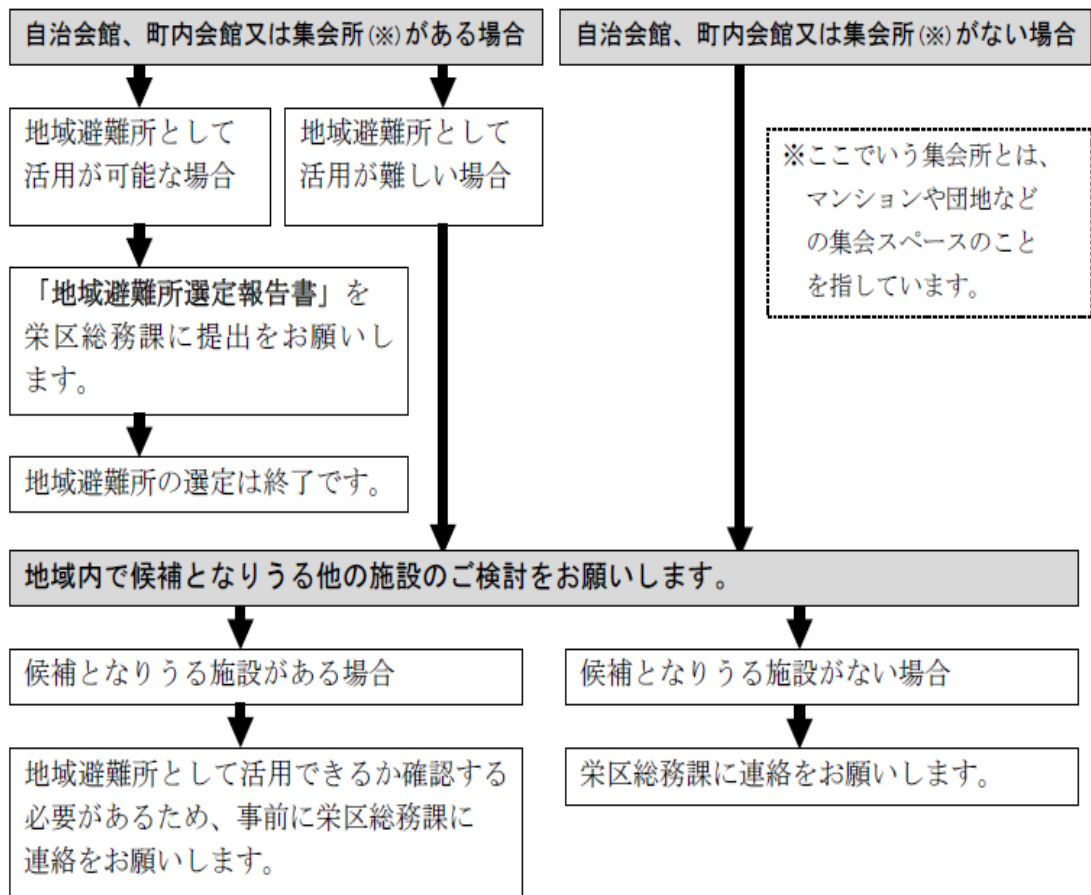
【その他、避難場所の種類】（栄区防災計画「震災対策編」）

いっとき避難場所	自治会町内会が事前に選定する任意の避難場所であり、広域避難場所や地域防災拠点等へ避難する前に一時的に避難して災害状況を確認する場所です。（広域避難場所や地域防災拠点等に避難する必要がない場合は、自宅等に戻ります。）
地域防災拠点	地震により住宅を失い又は破損等により居住することができなくなった方が避難する場所で、区内の小中学校等から20か所を指定しています。 また、地域防災拠点は、情報拠点、備蓄拠点としての機能を備えています。地域防災拠点の避難地区は事前に地区割りしていますが、状況に応じて指定の地域外からの住民も受け入れます。
広域避難場所	地震に伴い大火災が発生し延焼が拡大した場合、火災の輻射（ふくしゃ）熱や煙から生命・身体を守るために一時的に避難する場所です。

2 地域避難所選定の進め方（フロー）

地域避難所を選定するにあたっては、以下の進め方（フロー）を参考にしてください。





3 地域避難所の候補施設

自治会町内会において、地域避難所を選定するにあたっては、地域避難所の位置付け・役割を理解し、また、以下の基本的な要検討項目を踏まえ、施設選定を行う必要があります。

また、地域避難所を選定するにあたっては、連携する地域防災拠点との役割の違いを理解することが必要です。

基本的な要件	スペース	地域住民が避難生活を送る施設であることから、一定のスペースを有している必要があります。
	設備	地域住民が避難生活を送る施設であることから、炊事場、電気、水道等の生活インフラが整備されていることが望ましいです。
	耐震性	避難場所であるので、余震にも耐えられる耐震性を有している必要があります。※
	同意	当該施設所有者との間で地域避難所として使用することの同意を得ている必要があります。

※自治会館・町内会館整備のための建設費の補助・融資制度

自治会館町内会館の耐震補強工事に対する補助制度があります！

(補助率1/2、補助限度額300万円)

詳しくは、栄区地域振興課(894-8391)へ相談してください。

地域避難所選定の際の注意点

地域避難所の候補施設としては、自治会館、町内会館、地区センター、コミュニティハウス等が想定されます。自治会館町内会館以外を活用する場合は、区役所が調整に携わるとともに、複数の自治会などが候補とする施設の場合は、共同選定も考慮します。尚、地域防災拠点内の地域避難所の選定はできません。

地域避難所を選定した場合は、区役所へ報告をすることとなります。

4 地域避難所の運営方法

地域避難所の施設選定に合わせて、発災時において円滑に避難所を運営していくために、地域避難所の運営方法についても各自治会町内会において、整理し、準備しておく必要があります。

(1) 対象施設所有者との合意形成

発災時に、地域避難所が円滑に開設、運営するために、対象施設所有者と自治会町内会との間において、使用範囲について、合意を図る必要があります。

(2) 運営主体・体制

運営の主体は自治会町内会の単位とします。

実際の運営体制については、自治会町内会を中心に、自助・共助の観点から、避難者自らが共同生活に必要な役割を分担することを基本とします。

そして、避難者相互の役割分担による運営体制を支援するために、役員等を選定しておくことも重要です。

鍵の保管

発災後、迅速に地域避難所を開設・運営するために、施設の鍵を保持（管理）する者の範囲を施設所有者、自治会町内会で決めておく必要があります。

開設基準

栄区防災計画（震災対策編）では、震度5強以上の地震が市域で発生した場合には、全地域防災拠点を開設することとしています。

地域避難所の開設についても、地域防災拠点との関係性を踏まえ、原則として、震度5強以上で開設していくこととします。

風水害時などに自主的に地域避難所を開設することも可能とし、区から開設を打診する場合があります。

(3) 物資・情報

地域避難所の食料等の物資については、必要に応じて判断することとします。地域において備蓄が必要と判断すれば、必要物資の備蓄を行います。あらかじめ備蓄する際には、施設所有者と倉庫等の使用（設置）について合意を得ておくことが必要となります。

5 地域防災拠点との関係

地域避難所の運営を円滑に行うため、地域防災拠点との関係を整理しておく必要があります。

	地域避難所	地域防災拠点
施設	自治会館、町内会館、地区センター、 コミュニティハウス、幼稚園など	小中学校など
位置づけ	任意	指定
避難滞在	短期	中長期
運営	自治会町内会	地域防災拠点運営委員会
備蓄	必要に応じて	公的備蓄
情報入手	地域防災拠点など	栄区役所
※安否確認について	自治会町内会が把握している要援護者の安否確認を実施	自治会町内会と栄区役所が連携し、栄区役所が保有する要援護者名簿に基づき、要援護者の安否生存確認を実施

地域避難所においては、避難者が自ら物資を持ち寄ることを基本とし、震災時は地域防災拠点との間で必要物資の連絡調整を行うこととなります。また、地域避難所における避難者情報、避難所運営情報等の提供、及び行政との連絡についても、地域防災拠点を通じて行うこととなります。

地域防災拠点との関係は、行政における避難者の安否状況の把握や、物資調達のためにも重要となるので、実際の運営にあたっては、連絡要員を決めるなどし、連絡体制をしっかりと確立する必要があります。

地域防災拠点訓練への参加

各地域防災拠点では、毎年、地域・学校・行政が連携して防災訓練を実施しています。訓練では、地域防災拠点の「開設・運営」に関する訓練を中心に、資機材の取扱い等についても実施しています。

地域防災拠点は、発災時には地域の避難所の中心となり、物資の供給や行政との連絡拠点となります。積極的に地域や防災拠点の訓練に参加し、顔の見える関係をつくることで、地域避難所の運営も円滑に行うことができると考えられます。

地域防災拠点訓練時に地域避難所の開設訓練も一緒に行い、発災時の連携を確認することを推奨します。

避難所開設フロー（震災時）

	自治会・町内会	施設管理者	区役所
発災！ ↓ 3時間後 ↓ 8時間後 ↓ 1日目以降 ↓ 1週間 ↓ 閉鎖へ	施設への参集	施設への参集 (被害状況の確認のため)	
	施設の開錠		
	目視による施設の安全確認（倒壊危険等）		
	避難所の開設 地域防災拠点への開設報告 避難者の受け入れ 安否確認		地域避難所開設状況の把握
	地域防災拠点との連携		
	今後の運用について調整 (使用場所・炊き出し・防犯上の管理)		
	地域防災拠点への避難判断		
	今後の運用について調整		
	※避難所閉鎖の場合		
	避難者の帰宅・移動 施設の清掃等	施設の確認、修繕	

6 よくある質問（Q&A）

1 地域避難所について

- Q1-1 地域避難所とは何ですか？
- Q1-2 なぜ地域避難所が必要なのですか？
- Q1-3 地域避難所と地域防災拠点の違いは何ですか？
- Q1-4 地域避難所の役割は何ですか？
- Q1-5 いっとき避難場所や地域防災拠点があるのに地域避難所は必要ですか？

2 地域避難所の選定について

- Q2-1 地域避難所の選定は誰が行なうのですか？
- Q2-2 地域避難所にはどのような施設が適していますか？
- Q2-3 地域避難所はいつまでに選定するのですか？
- Q2-4 地域避難所を選定した場合に報告は必要ですか？
- Q2-5 民間施設を地域避難所として活用する場合には、どのような協定（覚書）が必要となりますか？

3 地域避難所の運営について

- Q3-1 地域避難所の開設・閉鎖の基準はありますか？
- Q3-2 地域避難所の運営は誰が行なうのですか？
- Q3-3 地域避難所での滞在期間はどのくらいを想定していますか？
- Q3-4 地域避難所での備蓄は必要ですか？
- Q3-5 地域避難所に対して補助金がありますか？
- Q3-6 地域避難所から地域防災拠点や区役所に対しての情報受伝達はどのように行うのですか？
- Q3-7 地域避難所ではどのような防災訓練を行えばよいですか？

4 その他

- Q4-1 自治会・町内会に加入していない方々も地域避難所で受け入れるのですか？

1 地域避難所について

Q1-1 地域避難所とは何ですか？

地域避難所は災害状況や地形上の理由により地域防災拠点に行くことが困難な場合や、災害発生の初期や短期間の避難を想定した、自治会館、町内会館及び地区センター等を活用した避難所です。横浜市防災計画では、「任意の避難場所」※に該当するもので、栄区では、栄区の地域特性を考慮して区として独自で定めたものです。

※横浜市防災計画で「任意の避難場所」とは、自宅で被災生活を送る被災者及び地域防災拠点などの公的避難場所以外で、発災後、市民が任意に設置した避難場所のことです。

Q1-2 なぜ地域避難所が必要なのですか？

災害発生時に自宅での生活が困難な場合には、地域防災拠点へ避難することとなっています。一方で、「地域防災拠点への距離が遠い」「自治会町内会がいくつかの地域防災拠点に分かれてしまう」などの課題があります。これらの課題を解決するために「地域避難所」が必要となります。

Q1-3 地域避難所と地域防災拠点の違いは何ですか？

主な違いは以下のとおりです。

	地域避難所	地域防災拠点
施設	自治会館、町内会館、集会所、地区センター、コミュニティハウス、幼稚園など	小中学校など
位置付け	任意に選定	指定
避難滞在	短期	中長期
運営	自治会町内会	地域防災拠点運営委員会
備蓄	必要に応じて	公的備蓄
情報入手	地域防災拠点など	栄区役所
安否確認	自治会町内会が把握している要援護者の安否確認を実施	自治会町内会と栄区役所が連携し、栄区役所が保有する要援護者名簿に基づき、要援護者の安否確認を実施

Q1-4 地域避難所の役割は何ですか？

地域避難所は、自宅の倒壊や火災などにより、自宅で生活し続けることが困難な場合で、災害の初期または、小規模な災害時に活用します。地域避難所では、主に自治会・町内会単位での安否確認を行います。

また、自宅付近で火災、風水害やがけ崩れの発生又は発生するおそれがあり、避難指示等が発せられた場合に避難所として活用します。

Q1-5 いっとき避難場所や地域防災拠点があるのに地域避難所は必要ですか？

災害には大規模なものがあれば小規模なものもあります。発災時の状況によって、有効に活用できる避難所が異なってくることが想定されます。

どのような災害にも対応できるようにいくつかの避難所のパターンを決めておく必要があります。

2 地域避難所の選定について

Q2-1 地域避難所の選定は誰が行なうのですか？

自治会・町内会が選定を行います。自治会・町内会が保有する会館や集会所がある場合には、その施設を地域避難所として指定します。地区センターやコミュニティハウスの指定を希望される場合または、該当する施設がない場合には、栄区役所総務課へご相談ください。

Q2-2 地域避難所にはどのような施設が適していますか？

自治会館、町内会館、集会所、地区センター、コミュニティハウス、幼稚園などを地域避難所として想定しています。^{※1}

基本的な要件	スペース	地域住民が避難生活を送る施設であることから、一定のスペースを有している必要があります。
	設備	地域住民が避難生活を送る施設であることから、炊事場、電気、水道等の生活インフラが整備されていることが望ましいです。
	耐震性	避難場所であるので、余震にも耐えられる耐震性を有している必要があります。 ^{※2}
	同意	当該施設所有者との間で地域避難所として使用することの同意を得ている必要があります。

※1 地域防災拠点内の地域避難所選定はできません。

※2 自治会館町内会館の耐震補強工事に対する補助制度があります。
詳しくは、栄区地域振興課へご相談ください。(Tel894-8391)

Q2-3 地域避難所はいつまでに選定するのですか？

任意で選定していただいているものですので、期限は定めておりません。

Q2-4 地域避難所を選定した場合に報告は必要ですか？

「地域避難所選定報告書」にて、栄区役所総務課防災担当宛てご報告をお願いします。

Q2-5 民間施設を地域避難所として活用する場合には、どのような協定(覚書)が必要となりますか？

協定(覚書)のひな形を参考にしてください。

3 地域避難所の運営について

Q3-1 地域避難所の開設・閉鎖の基準はありますか？

地域避難所の開設の基準は、原則として震度5強以上とします。

閉鎖の基準はありませんが、地域避難所を運営する役員が避難状況等を考慮し、閉鎖の判断を行います。

地域避難所を開設・閉鎖した際には、震災時は地域防災拠点へ連絡をお願いします。

風水害時などの災害時に開設・閉鎖した際は栄区役所総務課へ連絡をお願いします。

Q3-2 地域避難所の運営は誰が行なうのですか？

地域避難所は、地域住民の自助・共助により運営します。

地域避難所と地域防災拠点を運営する役員が同一の人にならないよう事前に役員を決めておきます。

Q3-3 地域避難所での滞在期間はどのくらいを想定していますか？

災害発生 of 初期や短期間の避難が必要な時に地域避難所を活用します。

時間の経過により、「被害が小さいから自宅へ戻る」、「被害が大きく長期的な避難生活になるおそれがあるため地域防災拠点へ移る」などを判断します。

Q3-4 地域避難所での備蓄は必要ですか？

地域避難所の食料等の物資については、必要に応じて判断することとします。地域において備蓄が必要と判断すれば、必要物資の備蓄を行います。

あらかじめ備蓄をする際には、施設所有者と倉庫等の使用（設置）について合意を得ておくことが必要となります。

Q3-5 地域避難所に対して補助金はありますか？

地域避難所に対して独自の補助金はありません。自治会・町内会に交付している町の防災組織活動費補助金等を活用してください。

Q3-6 地域避難所から地域防災拠点や区役所に対しての情報受伝達はどのように行うのですか？

携帯電話の通話やメール機能を活用し情報受伝達を行います。携帯電話が使えない場合には、地域防災拠点の防災無線を活用します。

Q3-7 地域避難所ではどのような防災訓練を行えば良いのですか？

自治会町内会を中心として、地域避難所における参集訓練、安否確認訓練などを行います。また、地域避難所から地域防災拠点までの避難訓練も必要となります。

4 その他

Q4-1 自治会・町内会に加入していない方々も地域避難所で受け入れるのですか？

受け入れます。発災時などの緊急時には、地域での顔の見える関係での助け合いが必要不可欠です。このような点からも、自治会・町内会に加入していただくことは重要です。

(案)

地域避難所としての施設使用に関する覚書（協定）

〇〇〇（運営主体）及び□□□（施設所有者）は、災害発生時における施設の使用協力等に関し、次のとおり、覚書を取り交わす（協定を締結する）。

（趣旨）

第1条 この覚書（協定）は、大地震等の災害発生時において、自宅避難や地域防災拠点へ避難することが困難な避難者の避難場所として、一時的に□□□の施設を使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（避難者の受入れ等）

第2条 □□□は、災害に関する情報の取得に努め、災害発生時には、当該施設を地域における避難所（地域避難所）として、〇〇〇が使用することを受入れるものとする。

2 使用施設は、次のとおりとする。

施設名称	
所在地	
使用範囲	
使用設備	
その他	

3 当該施設は、震度〇以上（開設基準）が市域で発生した場合に開設するものとする。

4 当該施設は、災害発生後、〇〇（期間）使用できるものとする。

5 〇〇〇は、前項の使用期間が過ぎた後において、なお当該施設から退去しない避難者がいるときは、当該避難者に対し、退去を求めるものとする。

（経費負担）

第3条 地域避難所の運営等に伴い経費が発生する場合は、〇〇〇が負担することとする。

2 当該施設の使用に伴い、当該施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等にかかる費用については、〇〇〇及び□□□が協議の上、決定するものとする。

（覚書（協定）有効期間）

第4条 この覚書（協定）は、令和●年●月●日から効力を有するものとし、〇〇〇又は□□□から解除の申し出がない限りその効力を有するものとする。

(協議事項)

第5条 この覚書（協定）に定めがない事項については、〇〇〇及び□□□が協議の上、定めるものとする。

本覚書（協定）を証するため、正本2通を作成し、〇〇〇及び□□□が各1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

〇〇〇（運営主体）
（住所、代表者（印））

□□□（施設所有者）
（住所、代表者（印））